

# 新商品・サービス開発や地域経済活性化に期待される「農商工連携」

農業と漁業の生産額を合わせた額はおよそ11兆円、その資源を利用して成り立つビジネスはそれの10倍とも言われています。

現在、農業や漁業のタネをもとに地域の商業や工業が連携し新たな商品やサービスの開発や販路の拡大などを行うことによって地域経済や産業の活性化や中小企業の新たなビジネスチャンスの開拓などを目指す「農商工連携」が注目を浴びています。

経済産業省では平成20年7月に農商工連携促進法を施行し本格的な支援に乗り出しました。これは既に施行されている中小企業新事業活動促進法（平成17年4月）と中小企業地域資源活用促進法（平成19年6月）とあいまって地域中小事業活性化のための3事業として、その効果が期待されています。

## 農商工連携事業の4つの認定基準

### 1. 有機的連携

有機的連携とは農林漁業者と中小企業経営者とが通常のビジネス取引関係を超えて協力することが求められています。業務の受委託や、原材料の売買といったことは認証対象にはならず新商品や新サービスの開発等を実現するための連携を意味しています。

### 2. 経営資源

経営資源とは、資産や技術・技能、ノウハウや知的財産のことを意味しています。また販路や人脈なども含まれ通常の営業活動に必要なものはほぼ認められます。お互いの経営の強みを活かして新商品や新サービスの開発をするわけですから連携の相手が持っていない経営資源が必要となるわけです。ですので“お金”はこの場合、経営資源とは認められないことになっています。

### 3. 新商品・新サービス

事業計画を申請する農林漁業者や中小企業者にとって今までに取り組んだことのない新商品・新サービスを意味しています。鍵とな

るのが“売れる見込みがあること”です。いかに創意工夫を凝らしたものであったとしても、新商品と既存商品との優位性が明確でなかったり、市場性や顧客ニーズが把握できていないと認定対象にならない場合があります。

### 4. 経営の改善

この事業を実施することにより申請者である農林漁業者と中小企業者がお互いに経営改善に寄与する計画であることが必要です。定量的な認定基準として、計画期間が5年の場合“5年間で売り上げと付加価値額の5%以上の増加が必要”とされています。

## 申請について

連携する企業、団体の中から代表を決めて、その代表者の主な事務所の所在地を主管する経済産業局や農政局に申請します。国が定めた計画の申請書のほか、申請する会社・団体の定款や最近2年間の事業報告書、貸借対照表、損益計算書が必要となります。また共同で申請する農林漁業者、中小企業者の間で、事業の目的、具体的な協力内容、費用負担や収益の配分など明確化した規約・契約等があることが必要となります。

## 国の認定を受けるメリット

本事業の認定を受けるメリットとして主に以下の4点があげられます。①専門家によるアドバイスや販路開拓のサポートが受けられる、次に②試作品開発や販路開拓のための市場調査等に関する調査、③設備投資減税、④中小企業信用保証の特例や政府系金融の融資等

## 審査方法

関東経済産業局で年3回、評価委員会が開かれます。9名の評価委員を前に、10分間のプレゼンテーション（事業説明）と5分間の質疑応答によって行われます。

図表1. 計画に申請できる「中小企業者」

業 種 分 類	下記の資本金、従業員数のいずれか一方を満たす場合、 中小企業者となる。	
	資本金	従業員数
製造業・建設業・運輸業など ゴム製品製造業の一部	3億円以下	300人以下 900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

図表2. 計画認定のフロー表



出所：独立行政法人中小企業基盤整備機構のHPより

## 埼玉県の認定事例

### 2009年3月19日認定

- (新座市) 直接糊化技術を用いた加工玄米によるパンと麺の製造販売および製品別最適米品種の開発
- (春日部市) 庄和黒豆のブランド化推進事業

### 2008年12月16日認定

- (川越市) 川越の紅赤芋を使用した「紅赤芋焼酎」の開発と地域中小飲食店の活性化
- (児玉郡) 国産有機大豆と国産有機野菜を使用した新商品開発

### 2008年9月10日

- (川越市) 地元産酒米「さけ武蔵」を使用した100%小江戸川越地酒の開発及び販売